

今年も残り 2 ヶ月半、実質は・・・ 生活保護手続きは、早めに。12 月では間に合わない!

二段ベットの夜間宿所がり、生活保護の活用で豊のトへ

役所のお金を支払う都合上、11 月中の申請が望ましい。正月休みが・・・

寒さが厳しくなってきました・・・

10 月に入ってからも、何人かから、「アパートに入った」、「アパート探してこいと言われた」、「わし、酒があるから、施設にとりあえず入ってみるわ」などの報告を聞きました。

「何人かから、生保手続きの面倒みたる、と言う声がかかるが、どうしたものか」という、相談もあります。

夜間学校のビラや「自助努力援助のための手引き書」生活保護は怖くない(無料)を読んで、皆それぞれで考え、体を動かしているのだナア、と感動しています。

夜間宿所利用から、畳の上への移行が進んでいるせいか、9 月の夜間宿所の一日平均利用者は、8 月と同じ 400 人台、489 人でした。

昨年 9 月の、一日平均利用者は、630 人でしたから、昨年 9 月と比べると、141 人少ないことになりました。

昨年は、8 月の 547 人から 9 月の 630 人へと 83 人増えていましたが、今年の 8 月(433 人)から 9 月(489 人)では、56 人増えたに留まっています。

市立更生相談所の 9 月の窓口での敷金支給数は、171 件。

昨年 9 月の 22 件からすれば、7.8 倍ですが、今年 7 月の 321 件からすると、8 月の 191 件、9 月の 171 件と減り続けています。

これから寒さも厳しくなってきました。夜間宿所利用、炊き出しに頼る生活から、アパート生活への移行を選択肢の一つとして、考えてみませんか。

今年も、10 月上旬となり、年末まで 2 ヶ月半となりました。年内に畳の上への生活へと移行しようと考えている人は、早め早めに行動する必要があります。

行政の仕組みからすると、年末は、意外と早いのです。入院や施設入所は別にして、敷金支給をしてもらいアパートに入るためには、普通 2 週間は見えておく必要があります。

例えば、12 月 10 日に、市更相で申請したとします。2 週間後は、単純に考えて、12 月 24 日です。この日には、敷金と 12 月末までの生活費、そして、1 月分の生活費が、支給

されます。入居後、速やかにアパートのある区役所へ、再度、面接に行きます。これを忘れると、2 月以降の家賃、生活費が支給されなくなります。

12月10日を過ぎて申請すると、役所が正月休みに入って、敷金支給までたどり着かず、ケアセンターで年明けまで待機ということになる可能性が大きくなります。

では、早めの11月下旬でいいかというのと、そうでもありません。そこが難しいところです。

市更相で申請し、敷金を受ける時期が月の中旬以降であれば、その月の月末までの生活費と翌月の生活費を市更相が支給することになっていきます。月初めであれば、その月の月末までの生活費しか、市更相は支給してくれません。翌月分は、アパートのある区が、支給することになります。

もし、12月10日に敷金の支給を受け、アパートに入ったとすると、市更相から支給される生活費は、12月月末までの生活費になります。1月分の生活費は、アパートのある区から支給されることになります。

役所の手続き上、市更相は生活保護廃止、アパートのある区で新規開始の手続きとなります。問題は、アパートへ入居して、区役所へ手続きに行き、12月末の1月分家賃・敷金支給日までに、書類がうまく役所の中でまわるかどうかです。

勿論、役所のことですから、1月分の生活費は、年明けに、ということにはしないでしようが、ヤキモキしなくてもいいように、早めに申請に行きましょう。新年を、アパートで迎えようと考えている人は、なるべく11月中旬までに申請しましょう。

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも（永住権を持つ外国人を含む）活用することが出来ます。65歳以上でなければ、あるいは病気でなければ受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所（市更相）は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。

医療センター（大阪社会医療センター）は、「ある時払いの催促無し」、借用書で受診できる医療機関です。市更相あるいは西成労働福祉センターで診療依頼券をもらってから行く必要があります。

医療センターは、センターの建物外の東側に入り口があります。「自助努力援助のための手引き書—生活保護は怖くない」（無料）をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。手引き書を読んだ後は、役所で保護申請、不動産屋へ。

「定額給付金の取扱い」のおしらせ。
大阪市の定額給付金の申請は11月2日までに。

10月1日（木）以降の「定額給付金の申請」については、西成区役所で相談をおこなってください。西成区以外の方は、各区役所および各市町村へ相談をおこなってください。

定額給付金を受けるには、住民票の所在が明らかであることが、必要です。

不動産屋さん紹介（気軽に相談を。しかし、真剣に）

※ 双葉商事さん（電話~~06・6561・4392~~）
鶴見橋商店街の奥（西の端）。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん（電話~~06・6658・8888~~）
26号線花園交差点、イズミヤの南6～7メートル。西成区以外の物件もあります。
必ず、実物（部屋）を2～3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。